

えん罪を なくすために

裁判員の皆さまへ Part 2



2009年9月

日本弁護士連合会

目 次

ごあいさつ	2
刑事裁判手続の流れ	3
市民参加の意義ってどういうこと?	4
刑事裁判の大原則	5
＜コラム あとを断たないえん罪事件 ～その実態と原因～＞	8
(1) 志 ^し 布 ^ぶ 志 ^し 事件	
(2) 引 ^ひ 野 ^の 口 ^{ぐち} 事件	
(3) 氷 ^ひ 見 ^み 事件	
(4) 足 ^あ 利 ^り 事件	
ウソの自白を生み出す代用監獄	10
～自白の信用性については慎重な吟味を！～	
取調べの全面録画を！	12
自白以外の証拠についても慎重に検討を！	14

ごあいさつ

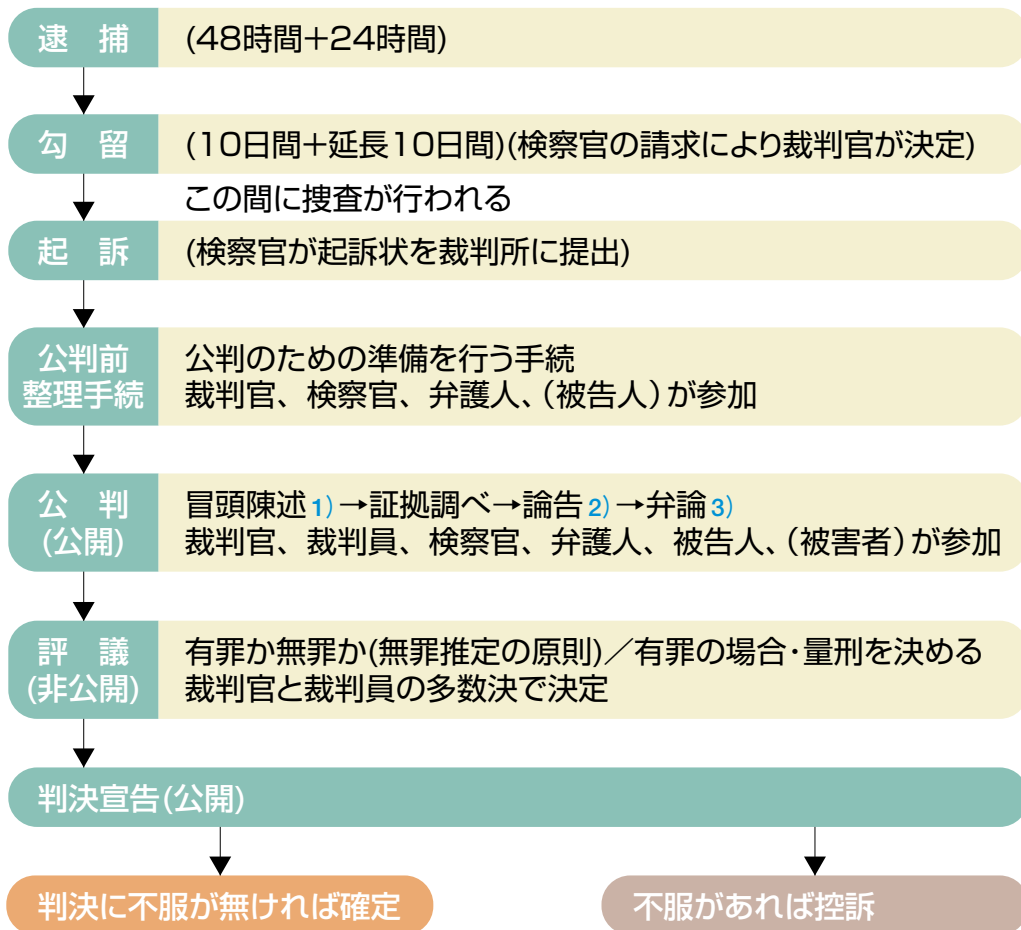
このパンフレットは、裁判員の皆さん、またはこれから裁判員になる可能性のある皆さんに、普段の生活ではなじみの少ない刑事裁判手続のあり方を簡単にご説明し、裁判で有罪・無罪を判断するときに心に留めていただきたい点について、日本弁護士連合会（日弁連）が作成したものです。

皆さんが裁判員として、特に有罪か無罪か争われるような事件に関わるとき、ぜひご一読いただき、参考にさせていただければと思います。

日弁連では、裁判の量刑について、裁判員の皆さんに考えていただくために、「裁判員の皆さまへ 知って欲しい刑罰のこと」も発行しております。あわせて、参考にさせていただければ幸いです。

日本弁護士連合会
会長 宮崎 誠

1 刑事裁判手続の流れ



1) 冒頭陳述とは、検察官・弁護人が証拠調べ手続の最初に述べる事件のストーリー。

2) 論告とは、全ての審理を終えた後に、検察官が行う最終的な主張。

3) 弁論とは、全ての審理を終えた後に、弁護人が行う最終的な主張。

刑事手続は、捜査機関（主に警察）の捜査から始まります。捜査した結果に基づいて被疑者が逮捕されると、1事件につき最長で72時間身体を拘束されます。検察官は、さらに引き続いて拘束しておく必要があると判断したときは、裁判所に10日間の勾留を請求します。勾留は、1回だけ延長でき、最長は20日です。その間の捜査の結果をもとにして、検察官が起訴するかどうかを決めます。

検察官が起訴すると、刑事裁判（公判）が行われ、冒頭陳述、証拠調べ、論告、弁論を経て、裁判所が有罪判決（実刑判決、執行猶予付き判決）か無罪判決を言い渡します。

裁判所が言い渡した判決に対し、当事者（検察官、被告人）に不服がある場合には、控訴をすることができます。どちらかが控訴すれば、その事件は、高等裁判所に移ることになります。控訴審の判決に対し上告すると、最高裁判所に移ります。

判決に対し、どちらも控訴しなければ、判決は確定します。確定した判決が有罪判決である場合は、被告人はその判決で言い渡された刑の執行を受けることとなります。なお、執行猶予付きの刑もあります。

2

市民参加の意義ってどういうこと？

これまでの刑事裁判では、裁判官だけに判断が委ねられてきました。証拠の大半は警察・検察官の作った調書⁴⁾で、裁判官は膨大な記録を法廷や裁判官室などで読むことで心証⁵⁾を得ていました。その結果、法廷での審理が形骸化していたり、また、手続の内容が市民からもわかりにくく、判決の内容が健全な市民常識とかけ離れ、えん罪が疑われるような有罪判決も少なくないなどの批判がありました。

裁判員制度は、市民の皆さんの常識と良識を裁判に反映させ、適正な刑事司法を実現するために、市民の皆さんから抽選で選ばれた方が裁判員として刑事裁判に参加して、裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪を判断し、有罪の場合は言い渡す刑罰までを決めるという新しい制度です。

さまざまな生活上の経験や知識を持った市民が刑事裁判に参加することで、証言や証拠をさまざまな視点・角度から評価することが可能となり、裁判に社会常識が反映されることが期待されます。

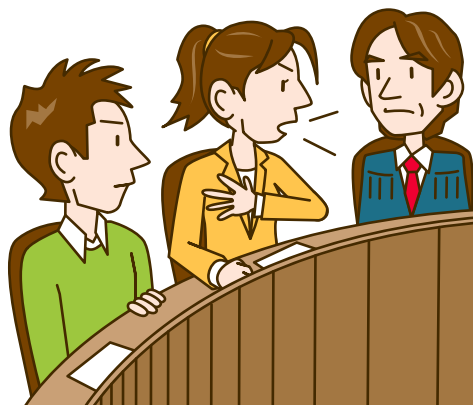
また、市民が司法に参加することは、司法を市民の側からチェックするという意味があります。市民の・市民による・市民のための裁判が実現することが期待されます。そのためには、市民のみなさんの疑問や意見を率直かつ積極的に述べるのが大切です。

判決は、法律上は多数決となっていますが、全員一致が望ましいことは、言うまでもありません。裁判員のみなさんが、できれば一人残らず納得できるまで、時間をかけて、疑問点を話し合うことで、より一層、充実した審理になるのです。



4) 調書とは、警察官・検察官が、被疑者（容疑者）や参考人などから事情を聞いて、その内容を書面にまとめたものです。

5) 心証とは、事実の有無、犯罪の成否についての見方・判断のことです。



① 無罪推定の原則

刑事裁判では、「無罪の推定」が最も重要な原則とされています。

「無罪の推定」とは、犯罪を行ったと疑われて捜査の対象となった人（被疑者）や刑事裁判を受ける人（被告人）について、刑事裁判で有罪が確定するまでは「罪を犯していない人」として扱われなければならないとする原則です。

「無罪の推定」は、世界人権宣言や国際人権（自由権）規約に定められている刑事裁判の原則であり、憲法によっても保障されています。



国際人権（自由権）規約 第14条第2項

刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。

② 有罪の確信がなければ無罪！

裁判では、不確かなことで人を処罰することは許されません。証拠を検討した結果、被告人が罪を犯したことが間違いないと確信できる場合 6) にだけ有罪とし、疑問が残ったら、無罪としなければなりません。

裁判員の皆さんが被告人が有罪か無罪か分からなくなったときは、無罪判決にしなければなりません。なぜなら、罪のない人（無辜）を処罰するほど悲惨な人権侵害はないからです。「10人の真犯人を逃しても、1人の無辜を罰するなかれ」とは、たった1人であっても、無実の人を有罪にすることを戒めた言葉です。

被告人が罪を犯したことは「間違いなし」と確信できなければ、有罪としてはならないのが刑事裁判の最も重要な原則なのです。



6) この立証のレベルを、合理的な疑問を入れない有罪の立証（通常人なら誰でも疑問を差し挟まない程度の立証）といいます。

刑事訴訟法 第336条

被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。

③ 法廷の証拠のみで判断！

被告人が有罪か無罪かは、法廷に提出されて取り調べられた証拠だけに基づいて判断しなければいけません。新聞やテレビなどで見たり聞いたりしたことは、証拠ではありません。ですから、そうした「法廷外」で得た情報に基づいて判断してはいけません。

法廷で取り調べることができる証拠には、間違った裁判（誤判）を避けるために、法律上厳しい要件が定められています。その要件を満たして、法廷で取調べを終えた証拠だけに基づいて判断をしなければなりません。

「起訴状」や、検察官や弁護人が行う「冒頭陳述」、あるいは被害者・遺族が述べる「意見陳述」などは、証拠ではありませんから、事実認定の根拠にしてはいけません。ただし、検察官の「論告」や弁護士の「弁論」では、証拠への見方や評価についての参考意見が述べられることがありますので、裁判員の皆さんが証拠を評価し、事実を認定する際の参考にしてください。

冷静に第三者として法廷に提出された証拠を評価するためには、特に報道などからの影響によって事前に被告人が有罪であるかのような予断を持って裁判に臨まないことも大切です。

刑事訴訟法 第317条

事実の認定は、証拠による。



これは、後に無実が明らかになった足利事件で、菅家さんが逮捕された時の新聞記事です。新聞記事などの報道をうのみにすると、えん罪が避けられないことがわかります。

④ 自分の意思でした自白だけが証拠！

裁判では、起訴された事件で否認している被告人について、捜査中に作られた自白調書が証拠として提出されることがあります。しかし、自白を証拠とするには、厳格なきまりがあります。

自らの意思でしたものではない自白（任意性のない自白）に証拠能力（証拠としての資格）を認めることは憲法で禁じられています。脅かされたり、だまされたり、なんらかの利益を約束された上での自白は、証拠にはできないのです。



拷問や脅迫などの手段は、ウソの自白を生み出す可能性が高いため、これらの手段で得られた自白を証拠としてしまうと、誤判の可能性が高くなりますし、被告人の黙秘権の侵害を認めることにもなるからです。自白に任意性があるかどうかを判断するのは裁判官の役割ですが、任意性を判断するための審理（自白したときの取調担当官の尋問など）にも裁判員は立ち会うことができます。また、裁判官から任意性の判断について意見を求められることもあります。ですから、裁判員の皆さんには、自白の任意性の審理においても、自ら判断する気持ちで証拠に向き合い、積極的に意見を述べていただきたいと思います。

刑事訴訟法 第319条第1項

強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

⑤ ウソの自白は簡単には見分けられない！

DNA鑑定で無罪が証明された足利事件の菅家さんは、任意同行されたその日のうちにウソの自白をさせられています。

たとえ自らの意思で自白した場合であっても、その自白の内容が信用できるかどうか慎重に判断する必要があります。実際、これまで裁判所が任意になされたと判断したのに虚偽の自白だった例は多いのです。「自白が信用できるかどうか」は、裁判員の皆さんが、裁判官と一緒に判断することになっています。ですから、任意性が争われるような、取調べ状況に疑いのある自白については、任意性が認められても、改めて慎重に信用性を判断する必要があります。

先にふれた足利事件の場合、自白の任意性が最高裁判所でも認められ、無期懲役判決が確定しましたが、その後のDNA鑑定によって、自白は完全な誤りであることが明らかになりました。同じ時期にDNA鑑定を証拠として死刑判決を受け、無実を主張しながら処刑されてしまったケース（飯塚事件）もあります。もし菅家さんが死刑判決を受けていれば、取り返しのつかない結果になっていたかもしれないのです。

～その実態と原因～

1 志布志事件

2003年の鹿児島県議選をめぐって、公職選挙法違反（買収）で志布志町の住民ら13名が起訴された事件。検察側は物証を欠き、自白を唯一の証拠としましたが、公判では全員が否認しました。

2007年2月に鹿児島地裁は被告人全員に無罪判決を出し、検察が控訴しなかったため無罪が確定しています。被告人の多くは代用監獄（10ページ参照）に長期間（最も長い人は185日間）、勾留され続け、長時間（1日14時間以上のケースも）に及ぶ連日の取調べによって虚偽の自白を強要されました。警察は「（同時に逮捕した）妻も認めている」と嘘を言ったり、家族の名前などを書いた紙を被疑者に踏ませて自白するよう迫ったりしています。

この事件は、4回の会合で合計191万円が買収のために支払われたというものでしたが、判決は、2回の会合について投票を依頼した側の県議候補にアリバイの成立を認めた上、「被告人らの自白の中に、あるはずもない事実がさもあったかのように具体的かつ迫真的に表現されていることは、自白の成立過程で、自白した被告人らの主張するような追及的・強圧的な取調べがあったことをうかがわせる」として、過酷な取調べがされた可能性を指摘しています。



志布志事件を題材にした日弁連製作ドキュメント映画「つくられる自白—志布志の悲劇—」のチラシ

日弁連製作ドキュメント映画「つくられる自白—志布志の悲劇—」DVD
注文先：株式会社 新日本映画社 TEL:03-3496-4871 FAX:03-3496-2791

2 ひきのぐち 引野口事件

2004年3月に北九州市で起きた放火殺人事件。被害者の妹である女性が軽微な別の容疑で逮捕された上、長期間勾留されて取り調べられましたが否認を貫きました。2008年3月、福岡地方裁判所小倉支部は、殺人・放火罪で起訴されていた女性に対し、無罪判決を言い渡し、検察が控訴しなかったため無罪が確定しています。

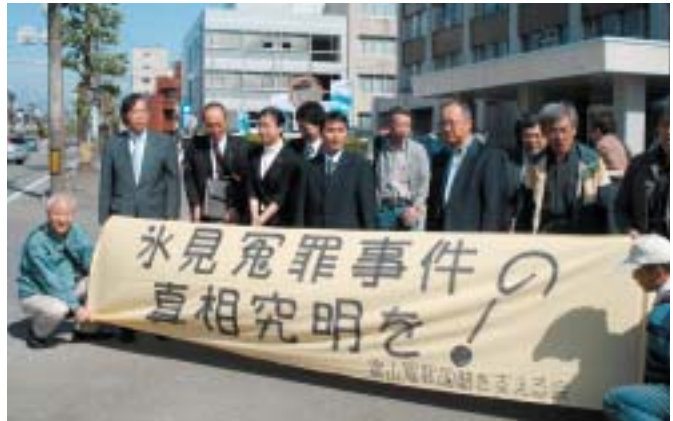
この事件では女性が兄を殺害し放火したとの「告白」を聞いたという留置場（代用監獄）の同房者を検察官が証人として申請しました。判決は、こうした手法を、警察が「同房者を通じて捜査情報を得る目的で、意図的に被告人と同房者の2人を同房状態にするために代用監獄を利用したものである」といふことができ、代用監獄への身柄拘束を捜査に利用したとの誹りを免れない」としています。この事件はまさに、女性から自白を獲得するために、捜査部門と留置部門が一体となって代用監獄を利用した典型例といえます。被疑者が警察の管理する代用監獄に留置される弊害の最たるものです。



3 ひみ 氷見事件

2002年に富山県氷見市で起きた強姦と強姦未遂事件。

柳原浩さんは、2002年4月、被疑者として警察に任意同行され取調べを受けた際、警察官から、家族が見放しているなどの虚偽の事実を告げられ、実母の写真を見せるなど心理的圧迫を加えられた結果、自ら犯人であることを認める虚偽の自白に追い込まれました。



これにより、柳原さんは逮捕され、裁判所の勾留質問においていったんは被疑事実を否認したものの、その後の代用監獄における取調べにおいて、警察官から恫喝どうかつされて再び虚偽の自白に転じ、以後、捜査官から誘導されるままに虚偽の自白を続けました。その結果、柳原さんは、同年11月7日、懲役3年の実刑判決の言渡しを受け、約2年2か月もの長期にわたり刑務所に服役を余儀なくされました。ところが2006年になってたまたま真犯人が現れたため、検察が無罪判決を求めて再審を請求し、2007年に無罪が確定しています。

4 足利事件

1990年に栃木県足利市で発生した幼児誘拐殺人事件。被害者の下着に残された犯人のDNA型と一致したとして、警察は、菅家利和さんに任意同行を求めました。菅家さんは、その日は元同僚の結婚式に出席する予定でしたが、警察はこれを無視して菅家さんを警察署に同行し、「自分はやっていない」という菅家さんの説明に対して、「科学捜査だからすぐわかるんだ、お前がやったんだよ、証拠があがっている、素直に本当のことを話せ」などと繰り返しました。その結果、菅家さんは何を言っても信じてもらえないと絶望し、その日の深夜、「自分がやりました」と嘘の自白をして、逮捕・起訴されました。



菅家さんは、一審の最終段階から否認に転じましたが、一審の宇都宮地裁も、二審の東京高裁もDNA鑑定と自白の信用性を認め、2000年には最高裁もDNA型の再鑑定を求める弁護側の主張を無視して上告を棄却し、無期懲役が確定しました。2002年、菅家さんの弁護団は独自に行ったDNAの再鑑定結果を元に宇都宮地裁に再審を請求しましたが、2008年12月、同地裁は弁護側の再鑑定結果を信用できないとし、新たに再鑑定を行うこともなく請求を棄却しました。その抗告審で東京高裁が命じた再鑑定の結果、犯人のDNA型と菅家さんのDNA型は一致しないことが判明し、検察庁は当時のDNA鑑定の誤りを認め、2009年6月、菅家さんは服役中であった千葉刑務所から17年ぶりに釈放されました。

4 ウソの自白を生み出す代用監獄

～自白の信用性については慎重な吟味を！～

■ 警察留置の世界標準は24時間

多くの場合、逮捕された被疑者は、警察で身体拘束されたまま10日も20日も取調べを受けることとなります。そして普段、私たちは、逮捕された被疑者が警察で連日、長時間の取調べを受け、それでも自白しないと「ふてぶてしく否認」などとされる報道を何の違和感もなく受け取っています。しかし、世界的に見れば、警察に身体を拘束される時間は24時間から長くても72時間程度が標準です。

警察に20日間以上も身体拘束されて取り調べられる国は、世界中を捜しても日本だけなのです。この日本にだけ残る前世紀の遺物のようなシステムを代用監獄制度と言います。

この制度は明治時代に政府予算がなく、警察の留置場を監獄（拘置所）の代わりに用いたものですが、100年以上も廃止されることなく、自白を生み出すメカニズムとして維持されてきました。戦前は日本と同様の制度を採っていた韓国や台湾などでは、すでに改められ、現在は警察での身体拘束は1～2日程度となっています。

日弁連は、既に40年以上にわたって、この代用監獄制度が誤判とえん罪の温床となっていることを指摘し、その早期廃止を求め続けてきました。



警察留置場の内部（平成16年版 警察白書より）

警察拘禁期間の国際比較

日本	逮捕留置 72時間	勾留 20日まで
フランス	24時間 最大24時間 延長可能	
オーストリア	48時間	
イギリス	24時間 最大72時間 延長可能	
イタリア	24時間	
台湾	16時間	

■ 相次ぐウソの自白とえん罪

警察庁は捜査を担当する部門と留置場を担当する部門を部内で分離したので、現在は人権侵害の危険性はなくなったと説明しています。しかし、代用監獄制度では、被疑者が24時間捜査機関の支配下に置かれ、長時間にわたる取調べがおこなわれます。このような24時間の管理と長時間の取調べという2つの大きな「圧力」がウソの自白を生み出す大きな原因となっている実状は何ら変わっていないのです。

2006年4月、愛媛県警の現職警部のパソコンから流出した資料の中に「被疑者取調べ要領」と題する資料が含まれていました。これは警察官の研修用に幹部捜査官が取調べの心得をまとめたものですが、「調べ室に入ったなら自供させるまで出るな」「否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ。(被疑者を弱らせる意味もある)」など、自白を得るためには長時間の取調べを奨励する内容となっています。

最近も志布志事件、引野口事件、氷見事件、足利事件など代用監獄を舞台とした深刻なえん罪事件の発生が続いています。

国連の条約機関等も代用監獄の廃止を勧告

日本も理事国となっている国連人権理事会(UPR)作業部会は、2008年5月、代用監獄制度の再検討と取調べの録画(可視化)を勧告しましたが、日本政府はこの勧告の受け容れを拒否しました。

日本も批准している国際人権(自由権)規約によって設立された自由権規約委員会は、2008年10月、日本政府の報告書に対する第5回審査を実施しました。

委員会は、日本政府に対し、「捜査と拘禁(留置場業務)の警察機能が正式に分離されたにもかかわらず代替収容制度(代用監獄)は、そのもとで被疑者が、捜査を容易にするために23日間にも及ぶ期間、保釈の可能性なく…警察の拘禁施設(留置場)に拘禁されうるものであり、長期に及ぶ取調べと自白を得る目的での濫用的な取調べ方法の危険を増加させる」とし、「代用監獄の廃止」を求めました(総括所見18項)。

多くの市民が刑事司法に参加する裁判員制度の中でえん罪を生み出さないようにするためにも、代用監獄の廃止は緊急課題となっているといえます。



日本政府に対するUPR作業部会

5

取調べの全面録画を！

■ 密室での取調べ

日本では、被疑者に対する取調べは、被疑者と捜査官だけしかいない取調室という「密室」で行われます。弁護人の立会いも認められていませんし、通常、録画・録音もありません。そのため、取調べの際に取調官から暴力や脅迫を受けたという訴えが後を絶ちませんでした。どのように自白したのかということは、とても重要なことですが、真相は取調官と被疑者にしか分からないという状態でした。こうして、これまで多くのえん罪事件では、取調官による暴力や脅迫によって得られたウソの自白が有罪の有力な証拠として採用され、誤った判決の大きな原因となっていたのです。

現在では、自白した後の取調べが短時間録画されることがありますが、このような「一部録画」では、録画をしていない間にどのような取調べがなされたのか分からず、都合のよい部分の録画がなされて、かえって危険です。

■ 録画（可視化）で判断も容易に

裁判では、ひどい取調べが行われたかどうかや、供述調書が被告人の言ったとおり書かれているかが問題となることがあります。現在は、被告人と取調官の両方の話をきき、どちらの話が本当かを判断するしか方法がありません。

しかし、取調官が自分で「被疑者を脅かして自白させた」などと認めるわけではありません。そのため、真相を見極めるためには、詳細に話をきくことが必要となり、裁判は長期

化します。例えばリクルート事件のある被告人の裁判は、取調べ状況や調書の信用性の審理に長期間を要し、一審判決までに14年間もかかりました。

裁判員裁判でも、事情は同じです。

取調べをすべて録画し、それを検証するなどして、取調べに関する審理を客観化・迅速化することは、裁判員裁判実施のためにも必要不可欠なのです。



■ 取調べの録画（可視化）に反対する意見はありますか？

法務省・警察庁は、取調べがすべて録画されているのは被疑者が真実を正直に話さないで事件の真相解明が困難になるとして、これに反対しています。

しかし、実際に取調べの録画がおこなわれている海外の経験では、被疑者はすぐに録画されていることなど気にしなくなり、録画は、取調べには何の妨げにもならないと報告されています。取調べを録画しておく（可視化する）ことによって、適切な取調べによって自白が得られたことが簡単に証明できるようになるのですから、その方が捜査側にとっても便利でしょう。また、えん罪をなくすためにも大きな効果がありますから、真犯人を逃さず、事件の真相を見極めるためにも効果的です。被疑者自身が録画を希望している場合には、拒む理由もありません。録画されて困るような取調べをしているから拒否しているとしか考えられません。

また、法務省・警察庁は、取調べでは被疑者と信頼関係を築き、反省・悔悟させなければならないことも反対の理由としています。

しかし、取調官と被疑者という立場は対等ではありませんし、そもそも、本来の意味での「信頼関係」を築ける関係ではありません。これまで虚偽自白がなされたケースも、取調官が信頼関係のうで自白を得たと考えていたにすぎず、それは取調官の思い込みや決めつけにすぎなかったことが後に明らかになっています。「密室」の中では、無実の人でも捜査官に屈服、迎合してしまっただけで虚偽自白をしてしまうことは、これまでのえん罪事件の経験から明らかであり、心理学者らが繰り返し指摘してきたところなのです。

■ 自白偏重の捜査から客観的な証拠中心の捜査へ

多くの諸外国では、取調べの録画や弁護人の立会いによって、取調べが可視化されています。

そして、先に述べた自由権規約委員会は、捜査機関による取調べについても、被疑者に対する取調べの時間制限やこれに従わない場合の制裁措置を規定する立法措置、取調べの全過程の録画、弁護人が取調べに立会うことの権利化を求めています。日本の捜査の現状は、国際的な人権水準からかけ離れているのです。

さらに、自由権規約委員会は「刑事捜査における警察の役割は、真実を確定することではなく、裁判のために証拠を収集することであることを認識し、被疑者による黙秘は有罪の根拠とされないことを確保し、裁判所に対して、警察における取調べ中になされた自白よりも現代的な科学的な証拠に依拠することを奨励するべきである」（総括所見19項）と指摘しました。自白を過大に評価する刑事司法から、客観的な証拠を中心とした科学的な司法に転換することが求められているのです。

このパンフレットでは誤判、えん罪の中でも最も数が多く、深刻な問題である虚偽の自白の強要の問題を主として取り上げました。しかし、誤判、えん罪の原因はこれにとどまりません。日弁連は戦後の著名な14の誤判事例を検討し、『誤判原因の実証的研究』（1998年 現代人文社）として公表しています。この冊子の結論を以下に手短かに報告することにしましょう。

■ 目撃証言について

目撃証言は自白と異なり一応客観的な証拠といえ、信用できるものと考えられがちです。しかし、法廷で証言されている目撃証言に100パーセントの信用性を認めることは誤判の原因となりかねません。過去のえん罪事件の分析によると、目撃者が結果として誤った人を犯人として特定して供述した例が数多く指摘されています。

誤りが生ずる第1の原因は視覚による記憶は失われやすく、一瞬見ただけの人物の顔を、ある程度の時間経過後に特定することそのものが著しく困難だということ

ことです。この困難さは心理学者による実験などでも確かめられています。事件からかなり時間が経っているのに詳細に人相や服装などが証言されているときはむしろ信用性を疑うべきでしょう。

事件を目撃したときの記憶のままではなく、後に警察での事情聴取や面通しの際に事後的に作られた記憶が、事件当時の記憶を変えてしまうことがあります。また、目撃証人が自ら下した判断に固執する危険性も指摘されています。面通しや写真帳による特定の際に暗示や誘導があった場合、目撃者がいったん被告人を犯人と考えると、法廷でも自分が特定した人を犯人として証言するしかなくなるのです。

従って、目撃証言の信用性が問題となっているケースでは、その証人が法廷で述べている内容を掘り下げて、目撃したときの記憶がどのようにして残されているのか、記憶が明確に残るような状況があったのか、目撃された状況の照明・距離などの具体的条件のもとで、その人物の識別が可能かどうか、面通しや写真帳による特定と事件当時の間にどれくらいの時間的間隔があるか、その間記憶が保存されたことについて合理的な説明が可能か、取調官による暗示や誘導はなかったかなどを慎重に判断してください。



■ 鑑定結果について

血液型試験の結果やDNA鑑定の信用性などが問題となる場合にも、慎重な検討が必要です。例えば、死刑確定者が再審で無罪となった松山事件のように警察がねつ造した血痕が、鑑定に用いられた例もあります。故意ではなくても鑑定の過程で、試料そのものの取り違えなどが生ずる可能性もあります。また足利事件では導入間もない時期のDNA鑑定が完全に誤りであったことがその後の科学技術の進歩によって明らかになっています。

筆跡鑑定や精神鑑定などは鑑定者によって結論が異なることが多くあり、鑑定の客観性には問題が残されています。このように、一見科学的な検査や鑑定に思っても、検査や鑑定の過程における間違いが生ずる危険性や、検査や鑑定そのものの正確性に問題があることなどから、必ずしも万全ではなく、鑑定結果に依拠した有罪判断には慎重な姿勢が求められます。

■ アリバイの信用性について

被告人がアリバイの主張をした場合、検察官がそのアリバイを証言する証人を参考人として長時間取り調べて、結果としてアリバイを否定する証言を強要したようなケースも報告されています。被告人のアリバイ主張がなされたケースでは証拠の吟味は慎重な上にも慎重に、「疑わしきは被告人の利益に」の原則（5ページの「無罪推定の原則」から導き出される大事な原則です）に従ってなされる必要があります。

■ 総合的な判断を

このように、一見客観的で疑いがないと思われるような証拠についても、慎重に吟味することが大切です。証拠が集められた手続に間違いはなかったか、検査や鑑定の客観性はどの程度保障されているか、証拠と他の証拠とに矛盾がないかどうかなど、総合的な判断に努め、疑いが残っていないかを慎重に判断してください。



裁判員の皆さまへ Part 2 ～えん罪をなくすために～

2009年9月 初版発行

発行者 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL：03-3580-9841 (代)

URL：http://www.nichibenren.or.jp/

印刷所 協北印刷株式会社